

令和 6 年度

大阪府電気機械器具製造関連産業

最低賃金専門部会

第 1 回 会議次第

令和 6 年 8 月 23 日 (金) 午前 10 時 00 分  
(大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用会議室 B)

1 開 会

2 議 事

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 審議の進め方について

(3) 審議資料について

(4) 大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の  
有無について

3 閉 会

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報機械器具製造業  
報通信機械器具会員名簿  
最低賃金専門部会委員名簿

令和6年7月25日任命

	氏 名	現 職	備 考
公益委員	表田 充生	神戸学院大学法学部 教授	
	岸本 佳浩	大阪天満法律事務所 弁護士	
	衣笠 葉子	近畿大学法学部法律学科 教授	
労働者委員	井尻 雅之	日本労働組合総連合会大阪府連合会 副会長	
	狼谷 將之	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 大阪地方協議会 事務局長	
	西川 博文	ホシデン労働組合 中央執行委員長	
使用者委員	井上 聰	田中電工株式会社 総務部長	
	大久保 好伸	パナソニックオペレーションエクセレンス株式会社 エンプロイーサクセスセンター 労政・安全衛生室長	
	中村 直登	シャープ株式会社 人事部人事政策グループ 参事	

(五十音順)

## 令和6年度大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金

### 専 門 部 会 資 料

資料 1	大阪府電気機械器具製造関連産業 最低賃金専門部会運営規程	1
資料 2	令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料 3	令和6年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料 4	申出書	7
資料 5	大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金 の改正決定について（答申）（写）	9
資料 6	最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）	11
資料 7	令和6年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	13
資料 8	大阪府電気機械器具製造関連産業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表	15
資料 9	令和6年度改正の必要性の有無に係る意見書 (労働者側)	17
	(使用者側)	21
資料 10	大阪府内の最低賃金リーフレット	27
資料 11-1	令和6年春季賃上げ妥結状況（最終報）	29
資料 11-2	令和6年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）	37

大阪地方最低賃金審議会、  
大阪府電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金専門部会運営規程

## (規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に關し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## (委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

## (会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会长（以下、「審議会会长」という。）が招集する。

- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## (委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適當な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適當な方法で通知しなければならない。

## (会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行つたときには、その審議結果について、審議会会长に対して報告するものとする。

(略称)

第9条 専門部会の略称は「大阪地方最低賃金審議会大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金専門部会」とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年8月23日から施行する。

この規程は、平成21年8月26日から施行する。

この規程は、平成25年8月27日から施行する。

この規程は、平成30年8月28日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月17日から施行する。

## 令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和6年7月2日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

## 記

**地域別最低賃金専門部会****1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用**

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

**2 審議結果の審議会への報告**

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

**3 審議の基本方針**

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

(1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。

(2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。

(3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。

(4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

**4 地賃部会の廃止**

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

**特定最低賃金専門部会****1 特定最低賃金専門部会の任務**

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

**2 令第6条第5項の適用**

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

### 3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

### 4 審議の基本方針

(1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

### 5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

## 令和6年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和6年6月28日現在

	最低賃金の件名及び産業分類	意向表提出年月日 改	申出者 日本化學工業ギヤー産業労働組合連合会 JEC連合大阪地方連絡会議 長 平間 明弘	労働者数 2,345	合意労働者数割合 ( 1,097 46.8 %)	備考 労働協約ベース
正	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 執行委員長 秋山 直宣	14,877	6,396 ( 43.0 %)	労働協約ベース
正	大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	全電線大阪地方協議会 議長 紺田 伸一 アルミ関連労協 議長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 議長 義仁	4,232	3,117 ( 73.7 %)	労働協約ベース
決	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	JAM 大阪 執行委員長 秋山 直宣 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	56,706	24,093 ( 42.5 %)	労働協約ベース
定	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	電機連合大阪地方協議会 議長 嶋本 貴至	26,190	25,134 ( 96.0 %)	労働協約ベース
定	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	JAM 大阪 執行委員長 秋山 直宣 自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	13,467	5,650 ( 42.0 %)	労働協約ベース
	大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	16,741	6,388 ( 38.2 %)	労働協約ベース

※ 労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計



2024年6月28日

大阪労働局

局長 荒木 祥一 殿

大阪府門真市門真1006

電機連合大阪地方協議会

議長 嶋本 貴至

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正を下記のとおり申し出る。

## 記

## 1 申出する者が代表する基幹的労働者

賃金の最低額に関する労働協約の適用される労働者数 25, 134人

## 2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

大阪府において電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(4) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 手作業による包装又は袋詰めの業務

ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務

以上

適用労働者数：26, 190人

## 3 改正を申し出る最低賃金の件名

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

## 4 申出の内容

上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

## 5 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 25, 134人



賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数	25, 134人
大阪府における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数	26, 190人
= 95.9% > 3分の1 以上	
労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,163円／時間額	
改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額 = 1,068円／時間額	

## 6 添付書類

- ①申出を行う者が申出書に掲げる範囲の基幹的労働者を代表する者であることを明らかにすることができる書類
- ②当該労働協約の写し
- ③当該一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数を記載した書類
- ④当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間時間数及び所定労働日数等の状況についての参考書類
- ⑤申出について当事者である労働組合の全部の合意があったことを証する書類

以 上

(写)

令和5年9月25日

大阪労働局長  
木原 亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け大労発基0704第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

別紙

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による包装又は袋詰めの業務

ハ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,068円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月1日

(写)

大労発基 0702 第 2 号  
令和 6 年 7 月 2 日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長  
荒木 祥一

## 最低賃金の改正決定等について（諮問）

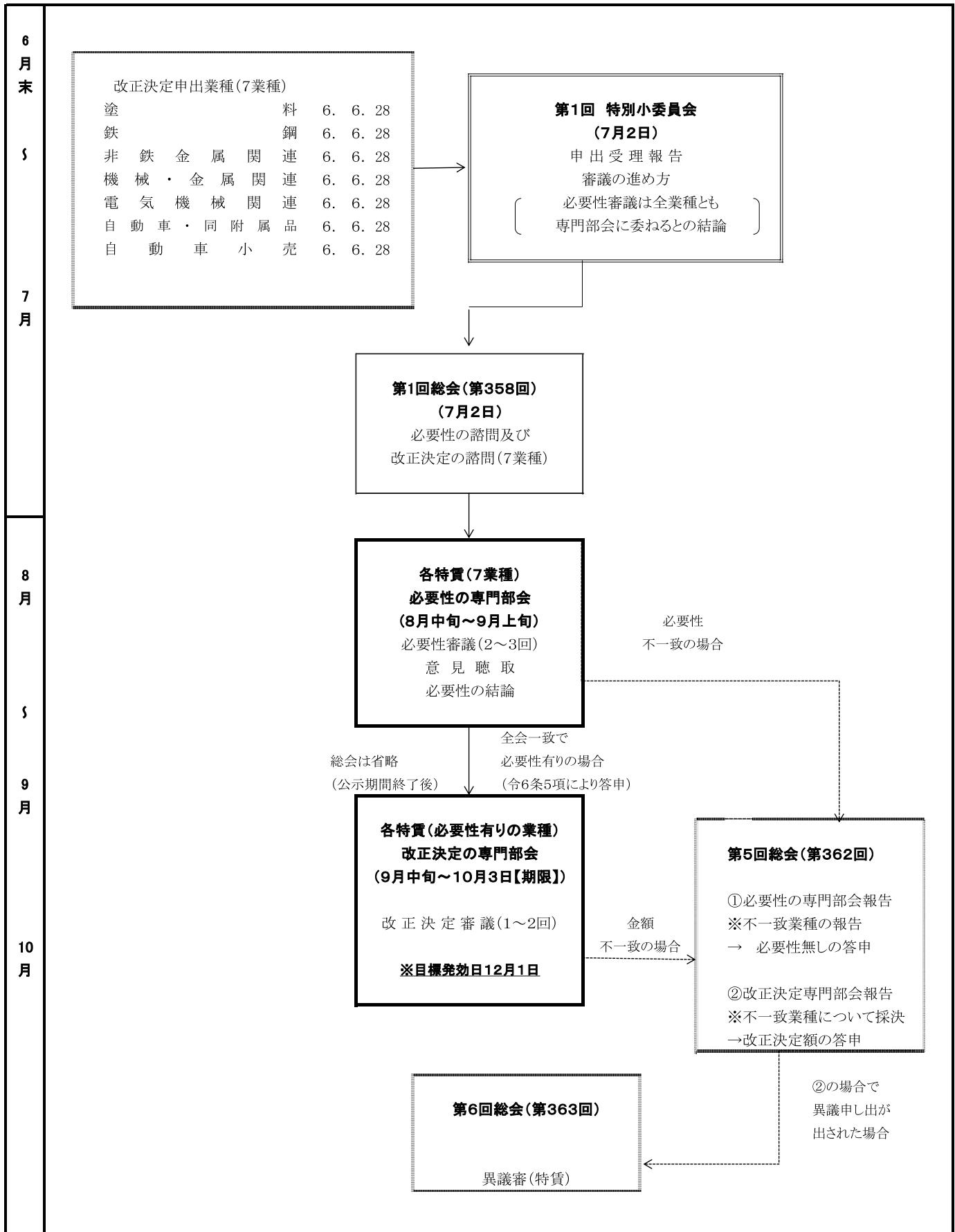
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

## 記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金



## 令和6年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ





電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の  
改正申出にかかる企業内最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額  
時間額 1,068

事業所番号	適用労働者数 (人)	所定労働時間数 (時 間)	所定労働日数 (日)	令 和 6 年 協 約 金 額		
				月 額 (円)	日 額 (円)	時間額 (円)
1	3,392	153.70	19.84	184,500	( —— )	( 1,201 )
2	675	153.68	19.83	184,500	( —— )	( 1,201 )
3	3,073	153.70	19.84	184,500	( —— )	( 1,201 )
4	2,330	153.70	19.84	184,500	( —— )	( 1,201 )
5	2,042	153.70	19.84	184,500	( —— )	( 1,201 )
6	2,429	153.70	19.84	184,500	( —— )	( 1,201 )
7	1,945	153.70	19.84	184,500	( —— )	( 1,201 )
8	87	153.70	19.84	184,500	( —— )	( 1,201 )
9	878	153.70	19.84	184,500	( —— )	( 1,201 )
10	248	158.67	19.83	184,500	( —— )	( 1,163 )
11	680	158.67	19.83	185,500	( —— )	( 1,170 )
12	427	155.30	20.25	184,500	( —— )	( 1,189 )
13	568	158.00	19.80	184,500	( —— )	( 1,167 )
14	520	150.48	19.42	184,500	( —— )	( 1,227 )
15	169	153.70	19.84	184,500	( —— )	( 1,201 )
16	95	153.70	19.84	184,500	( —— )	( 1,200 )
17	29	153.75	19.83	184,500	( —— )	( 1,200 )
18	2,554	153.70	19.80	187,000	( —— )	( 1,217 )
19	736	153.70	19.80	187,000	( —— )	( 1,217 )
20	58	153.70	19.80	187,000	( —— )	( 1,217 )
21	451	155.00	20.00	185,500	( —— )	( 1,197 )
22	564	154.30	19.91	184,500	( —— )	( 1,196 )
23	256	154.40	19.92	184,500	( —— )	( 1,195 )
24	92	155.64	20.08	212,300	( —— )	( 1,365 )
25	180	155.00	20.00	184,500	( —— )	( 1,191 )
26	32	155.00	20.00	184,500	( —— )	( 1,191 )
27	454	155.16	20.02	184,500	( —— )	( 1,190 )
28	170	153.75	19.75	179,000	( —— )	( 1,165 )
合計	25,134					

※ 網かけ部分は、協定額のうち最低額。



## 令和6年度 改正の必要性の有無に係る意見書

産別名	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
(劳)使側	

### 1 大阪における産業別最低賃金改正の必要性の有無に係る意見

電機産業に関する特定(産業別)最低賃金の役割と意義は、電機産業に働く全ての労働者、中小・零細企業に働く未組織労働者や非正規労働者の賃金の格差を正に大きな役割を果たしているのみならず、「事業の公正な競争の確保」、すなわち賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きなどを防止し、「付加価値の適正循環」における適正配分実現に向けた機能も持っており、電機産業の発展においても重要な役割を担っていることである。

政府は、正社員と非正規労働者の「同一労働同一賃金」を実現すべく、同じ企業で働く正社員と非正規労働者間での不合理な待遇差の解消を目的に、基本給や一時金などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差および差別的取り扱いを設けることを禁止する取り組みを進めている。一方でパートタイム労働者・有期契約社員や派遣労働者などの非正規労働者が増加の一途を辿り、雇用労働者に占める非正規労働者の割合は 36.0% (※1) に至っている。このような中、電機産業で働く多くの労働者が加入する労働組合で構成される電機連合では、これらの非正規労働者を「とともに働くパートナー」と位置付け、労働条件の底上げ・格差を正の取り組みを行っている。電機連合が、2024 年闘争においても取り組んでいる企業内最低賃金 (=「特定(産業別)最低賃金 (18 歳見合い)」) の協定化や水準引き上げは、企業の枠を超え、電機産業全体の非正規労働者の賃金の底上げ・格差を正に繋がるものとなっている。

電機連合は、特定産業の関係労使がイニシアティブを持ち、労働条件の向上や事業の公正競争を確保する観点から設定するという最低賃金法の趣旨を踏まえ、今後とも特定(産業別)最低賃金の継承・発展を図り、金額改正についても実効性のあるものにしていくことを基本的な方針としている。

電機連合では、2024 年闘争において主要組合 (12 中闘組合) の基幹労働者のペア 13,000 円 (シヤープは、10,000 円) を獲得し、それに続く拡大中闘組合 16 組合で平均 11,681 円、地闘組合 53 組合で平均 11,783 円のペアを獲得した。企業内最低賃金である特定(産業別)最低賃金 (18 歳見合い) 引き上げの取り組みでは、連合構成産別内でも高位の 184,500 円 (11,000 円の引き上げ) となった。この水準は時間額にして 1,194 円 (※2) である。したがって、電機産業における組織労働者の最低賃金と比較して、公正さを確保する上でも現行の特定(産業別)最低賃金 (現行 1068 円) の引上げは絶対に必要である。

また、今年度、大阪における電機連合加盟組合の企業内最低賃金協定締結 (提出) 組合数は 38 組合となり、適用される基幹的労働者数は 25,134 人であった。これは、既に提出している申出書に記載の通り、大阪府における電気機械器具製造業関連最低賃金適用労働者数 (基幹的労働者数) の 96.0% であり、協定賃金水準 (加重平均) は、1,201 円であった。

このような大阪における電機連合の企業内最低賃金協定化の取り組みや今年度の水準引き上げのための取り組みを何としても大阪の電機産業に働く未組織労働者や非正規労働者の賃金底上げに繋げていかなければならない。そのためにも現行の特定(産業別)最低賃金 (現行 1068 円) の引上げは必須である。

※1 総務省「労働力調査」(2024 年 5 月集計) による

※2 184,500 円 ÷ 154.52 時間 (2024 年度中闘組合の賃金協定上の月間所定労働時間)

## 2 上記1の判断をされた理由（根拠）

### ① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

電機・電子産業の2023年度国内生産高は、20.7兆円（前年度実績比0.6%減）。分野別では、電気機械分野（重電、家電、工・商業向け）が5.8%減、情報通信機械分野が3.3%増、電子部品・デバイス分野が12.0%増。なお、情報サービス産業の売上は前年度実績比6.2%増の17.2兆円となり、ソフトウェア開発・プログラム作成をはじめすべての分野で堅調に売上を伸ばしている。

輸出入では、輸出額は20.4兆円（同3.7%減）。電気機械分野は、中国経済の停滞による需要の伸び悩みや、巣ごもり需要の反動による家電などの需要低調が大きく影響した。電子部品・デバイス分野においても中国経済の低迷継続や各国での物価上昇による最終消費の落ち込みなどから減少。輸入額についても19.4兆円と同2.8%減少したが、電子・電機産業の貿易収支は、約1兆210億円のプラスとなった。

2023年度の主要企業（電機連合中闘組合企業）12社の業績は、売上高において40兆3,529億円（前年度実績比1.8%減）、営業利益は前年度実績比5.2%減少、2024年度通期業績見通しについては、営業利益見通しを公表している11社全体会では減収増益となっているが、うち7社で増収増益を予想している。

拡大中闘組合企業まで範囲を広げると2023年度売上高、営業利益の見通しを公表している22社のうち、14社が増収増益を予想している。

このように電機産業全体や主要組合企業（拡大中闘組合含む）の業績を考慮しても、企業の支払能力に概ね問題はないと考える。

### ② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

冒頭に述べた通り、電機連合では、2024年闘争において主要組合（12中闘組合）の基幹労働者のペア13,000円（シャープは、10,000円）を獲得し、それに続く拡大中闘組合16組合で平均11,681円、地闘組合53組合で平均11,783円のペアを獲得した。

企業内最低賃金である特定（産業別）最低賃金（18歳見合い）引き上げの取り組みでは、連合構成産別内でも高位の184,500円（11,000円の引き上げ）となった。この水準は時間額にして1,194円である。

また、大阪の電機産業における賃金改定の状況について、大阪府総合労働環境課の「令和6年春季賃上げ交渉妥結状況」によれば、「電気機械器具」（集計組合9組合）の妥結額（加重平均）は13,423円（対前年比110.7%増）となった。その金額水準は、製造業の他業種別と比べて今回の集計対象製造業19業種の中でも中位にある。

なお、厚生労働省の調査による「令和5年度賃金構造基本調査」によれば、新規学卒者（高卒）初任給の平均月額は、186,800円で、時間額にして1,208円（※1）となり、現行の産業別最低賃金（1068円）を大幅に上回っている。このような点からも大阪府における電機産業基幹労働者の最低賃金改正の必要性は、論を俟たないと言える。

※1 186,800円÷月間所定労働時間154.52時間で算出

### ③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

電機連合組合員を対象にした「2023年度生活実態調査」によれば、家計の収支感を見ると「貯

金の取り崩しでやりくりした」という「赤字世帯」は、25.3%であり、昨年より3.7ポイント増加し、依然20%近い世帯が赤字であり長期的な傾向に変化は見られない。

### 3 その他

産業別最低賃金は、関係労使のイニシアティブの発揮により労使交渉の補完・代替機能によって、同一産業で働く基幹労働者の最低賃率を形成し、事業の公正な競争の確保に寄与している。コスト削減競争の影響で、労働者の賃金にしづ寄せがきているところもあり、労働者の生活を守ることと、公正な競争を確保する面からもその意義・役割は大きい。この制度を活用することによって、組織労働者の賃金決定の成果を未組織労働者へ波及させ、均等・均衡待遇の実現に大きな役割を果たしている。

このように社会的に重要な意義と役割を持つ産業別最低賃金だが、大阪における主要産業の一つに数えられる電機産業の基幹労働者の最低賃金は、他産業の最低賃金に比べて過去から低水準で推移しており、相対的な引き上げが急務であることも明白である。

#### 令和5年度最低賃金

1) 大阪府最低賃金	1064円 (+41円)
2) 産業別最低賃金	
①塗料製造業	1070円 (+39円)
②鉄鋼	1066円 (+43円)
③自動車・同付属品	1068円 (+45円)
④機械金属	1070円 (+47円)
⑤自動車小売	1064円 (※)
⑥非鉄金属等	1064円 (※)
⑦電機機械	1068円 (+45円)

※大阪府最低賃金が適用

以 上

記述責任者

電機連合大阪地方協議会

事務局長 狼谷 將之

記述年月日：令和6年7月26日

## 令和6年度 改正の必要性の有無に係る意見

特定最低賃金名	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	最低賃金
労・使側		

- 1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。
- 2024年6月の日銀産業における電気機械の業況判断は他産業と比較しても力強さに欠け、とりわけ、近畿の電気機械はさらに厳しくマイナスの状況となっている。
  - さらに2024年度製造業の経営計画は全国・近畿ともに增收減益の見込みであり、近畿においては対前年2桁減益の計画となるなど、事業は伸びるが収益性が伴わない厳しい状況が続いている。
  - 2024年の大阪の賃上げ状況は、製造業全体の平均妥結額16,419円、賃上げ率5.35%に対して、電気機械器具は平均妥結額13,843円、賃上げ率4.36%に留まっており、非製造業を含めた全体の平均妥結額14,578円、賃上げ率4.82%をも下回るなど、人材の獲得競争が激しさを増している状況にもかかわらず、他産業よりも高い水準の賃上げは実現できていない。
  - このように足元の環境は厳しいものの、少子高齢化に伴う人材獲得競争が激しさを増す中、必要人材の確保は事業継続を左右する重要な経営課題である。大阪の電機産業が働く場として求職者に選ばれる魅力ある産業となるため、また昨今の物価高の中でも労働者一人ひとりが安心して仕事に注力できる環境を整備するという観点においても、賃金水準は他産業と差別化を図る1つの重要なファクターであると考え、改正の必要ありと判断する。
  - ただし、現状の電機産業の収益性を鑑みた場合、今後も持続的に賃上げを実現していくためには、各企業における生産性向上による経営体質強化が不可欠であり、特定最低賃金についても企業、とりわけ中小零細企業の支払い能力を十分に考慮した引き上げ額の検討が必要であると考える。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。またデータ等を引用する際は、その引用元となる資料名およびその当該開所を明示してください。

## ①産業の実態（経営実績、支払能力等）

## ■日銀産業調査

- 全国の電気機械の業況判断は他産業と比べて力強さに欠け、近畿はさらに厳しくマイナスの状況
- 2024年度製造業の経営計画は增收減益で、特に近畿は大企業・中小企業とも2桁減益  
・「業況判断」全国・製造業（7月1日公表） （「良い」-「悪い」：%ポイント）

ト)

	大企業					中小企業				
	'24.3	'24.6 (今回)	'24.9 (先行き)	'24.3	'24.6 (今回)	'24.9 (先行き)				
			前回差			前回差	前回差	前回差	前回差	前回差
電気機械	0	1	1	9	8	-3	0	3	2	2

はん用機械	23	27	4	29	2	12	13	1	2	-11
生産機械	17	11	-6	16	5	-3	-4	-1	-1	3
自動車	13	12	-1	10	-2	-8	0	8	5	5

記述年月日：令和6年7月30日

・「売上・利益計画」全国・製造業（7月1日公表）  
比・%）

(前年度)

		2023年度	2024年度(計画)
売上	大企業	3.4	2.5
	中小企業	2.6	1.5
経常利益	大企業	9.1	-8.8
	中小企業	12.7	-6.4

・日銀景況調査「業況判断」近畿・製造業

(「良い」-「悪い」：%ポイント)

	'24.3	'24.6(今回)		'24.9(先行き)	
			前回差		前回差
電気機械	-14	-8	6	0	8
大企業	6	10	4	14	4
中堅企業	6	3	-3	3	0
中小企業	-2	-5	-3	-4	1

・「売上・収益計画」近畿・製造業

(前年度比・%)

		2023年度	2024年度(計画)
売上	大企業	-2.1	3.8
	中小企業	1.6	2.0
経常利益	大企業	-7.3	-14.3
	中小企業	7.2	-22.4

## ②賃金の実態(一般賃金の改定状況(額・率)等)

- 大阪府の賃上げ妥結は全体平均で14,578円、賃上げ率4.82%と5%に迫る高水準
- 製造業平均は16,419円、5.35%と非製造業より高い水準
- 電機機械器具は13,843円、4.36%と全体平均より低い水準
- 規模別では全規模で前年を上回る妥結結果になるも、規模が小さくなるほど低い水準

・大阪府商工労働部 春季賃上げ妥結状況 産業別(最終報／6月7日発表)より

項目		2024年 (令和6年)	2023年 (令和5年)
全産業計	妥結額(円)	14,578	10,792
	賃上げ率(%)	4.82	3.62
製造業平均	妥結額(円)	16,419	11,475
	賃上げ率(%)	5.35	3.84
電気機械器具	妥結額(円)	13,843	11,719
	賃上げ率(%)	4.36	4.07

記述年月日：令和6年7月30日

・大阪府商工労働部 春季賃上げ妥結状況 企業規模別（最終報／6月7日発表）より

項目		2024年 (令和6年)	2023年 (令和5年)
1,000人以上	妥結額（円）	15,017	11,241
	賃上げ率（%）	4.88	3.70
300～999人	妥結額（円）	14,314	9,883
	賃上げ率（%）	4.95	3.48
299人以下	妥結額（円）	10,917	8,213
	賃上げ率（%）	4.01	3.06
299人 以下の 内訳	100～299 人	妥結額（円）	11,311
	人	賃上げ率（%）	4.13
	30～99人	妥結額（円）	9,465
		賃上げ率（%）	3.59
	29人以下	妥結額（円）	8,107
		賃上げ率（%）	2.90
			2.75

### ③生活の実態(物価、標準生活費等)

- 大阪府の「賃金」「労働時間」「雇用」面における各種指標は、対前年比プラスもしくは同水準となっている。
- 大阪の令和5年の消費者物価指数は、対前年3.4%となり、直近6月でも前年同月比2.9%となっている
- 勤労者世帯の実収入は対前年が実質▲5.1と物価高を受けて減少が続いているが消費支出もマイナスに転じた。

・大阪府総務部 毎勤続5カ月調査資料より（事業所規模 5人以上（調査産業計）） (対前年比)

項目	2023年 (令和5年)	2022年 (令和4年)	2021年 (令和3年)
賃金（現金給与総額）	1.6	2.2	0.8
労働時間（総実労働時間）	0.0	0.1	1.0
雇用（常用労働者の雇用指標）	0.6	0.3	0.1

・大阪労働局 労働市場月報より (倍率) <> 内は対前年度差

雇用（有効求人倍率）	1.27	1.27	1.14
大阪府	<0.00>	<0.13>	<▲0.04>

・大阪府総務部 大阪市消費者物価指数より (対前年比)

物価（消費者物価総合指数）	3.4	2.5	▲0.6
---------------	-----	-----	------

・総務省統計局 家計調査より (対前年比)

消費支出（二人以上世帯）	▲2.6	1.2	0.7
実収入（勤労者世帯）	▲5.1	▲1.0	▲0.4

記述年月日：令和6年7月30日

#### ④ 大阪府の中小企業における人手不足の実態と対応策

- 大阪府の人手不足は深刻化しており製造業の 36.8%が不足と回答、機会損失等の悪影響が出ている
- 解消に向け募集をかけても確保までには時間がかかり、当面の対策として雇用条件改善、賃上げを計画

##### (1) 人材の過不足感

区分	項目	①不足	②適正	③過剰	計
業種別	製造業	36.8	61.5	1.7	100.0
	卸売業	17.4	81.2	1.4	100.0
	小売業	21.0	78.4	0.6	100.0
	建設業	49.3	50.3	0.4	100.0
	運輸業	52.9	45.1	2.0	100.0
	サービス業	22.4	77.2	0.4	100.0
規模別	5人未満	20.5	79.1	0.4	100.0
	5~19人	40.2	58.2	1.6	100.0
	20~49人	42.4	55.9	1.7	100.0
	50人以上	55.0	45.0	0	100.0
全 体		33.2	65.8	1.0	100.0

##### (2) 人材不足の悪影響

区分	項目	①受注機会の逸失	②経費の増加	③商品・サービスの質低下	④技術継承の遅滞	⑤新事業転換、新商品等開発遅れ	⑥事業の縮小
業種別	製造業	71.2	31.8	13.6	28.8	12.9	6.1
	卸売業	80.0	24.0	24.0	12.0	8.0	4.0
	小売業	39.4	21.2	48.5	0	9.1	6.1
	建設業	76.8	48.2	10.7	10.7	4.5	8.0
	運輸業	71.7	37.7	30.2	1.9	9.4	7.5
	サービス業	75.4	19.3	17.5	5.3	8.8	3.5
規模別	5人未満	73.0	30.0	14.0	7.0	4.0	15.0
	5~19人	74.2	36.7	21.0	16.2	7.9	3.1
	20~49人	66.0	34.0	18.0	16.0	12.0	6.0
	50人以上	54.5	27.3	21.2	15.2	27.3	3.0
全 体		71.4	34.0	18.9	13.8	9.0	6.3

##### (3) 人材不足への対応策

記述年月日：令和6年7月30日

項目 区分		①従業員を 募集	②現人員で 対応	③外注活用	④省力化・ 効率化	⑤受注制限	⑥その他
業種別	製造業	76.5	44.7	28.0	34.8	14.4	6.1
	卸売業	76.0	52.0	12.0	32.0	8.0	8.0
	小売業	81.8	33.3	6.1	12.1	3.0	18.2
	建設業	75.9	31.3	50.9	14.3	17.0	3.6
	運輸業	90.6	32.1	39.6	28.3	13.2	1.9
	サービス業	91.2	42.1	14.0	15.8	10.5	5.3
規模別	5人未満	64.0	35.0	35.0	10.0	18.0	3.0
	5~19人	85.6	38.4	32.8	27.9	13.5	6.5
	20~49人	84.0	54.0	20.0	22.0	6.0	10.0
	50人以上	90.9	27.3	24.2	39.4	6.1	3.0
全 体		80.6	38.6	31.1	23.8	13.1	5.8

#### (4) 人材募集の見通し

項目 区分		①すぐに集まる	②時間がかかる	③かなり困難	計
業種別	製造業	2.7	69.1	28.2	100.0
	卸売業	14.3	71.4	14.3	100.0
	小売業	10.0	70.0	20.0	100.0
	建設業	3.3	58.2	38.5	100.0
	運輸業	6.1	63.3	30.6	100.0
	サービス業	9.4	73.6	17.0	100.0
規模別	5人未満	10.5	48.7	40.8	100.0
	5~19人	4.4	68.6	27.0	100.0
	20~49人	2.3	76.8	20.9	100.0
	50人以上	6.5	80.6	12.9	100.0
全 体		5.6	66.4	28.0	100.0

#### (5) 当面の人手確保計画

区分 項目		全体	製造業	卸売業	小売業	建設業	運輸業	サービス業
①雇用条件の改善	51.8	53.2	52.1	37.0	52.8	71.6	50.4	
②賃金の引き上げ	51.5	52.1	48.6	39.5	55.9	67.6	49.6	
③募集方法の拡充	25.0	23.4	20.8	19.8	29.3	35.3	25.2	
④職場環境の整備・改善	22.7	26.5	24.3	14.8	24.0	31.4	16.9	
⑤人材育成・スキルアップ	22.3	24.2	22.9	16.0	25.8	20.6	20.9	
⑥福利厚生等優遇策を図る	14.8	14.5	14.6	7.4	17.5	17.6	16.5	
⑦採用対象の拡大	14.8	20.6	13.2	9.2	21.0	6.9	8.7	
⑧その他	2.6	1.1	5.6	1.8	0.4	2.0	5.5	
⑨とくに対策を講じない	18.4	17.5	18.1	33.3	9.6	2.9	24.4	

(出典) 大阪シティ信用金庫「中小企業における人材不足の実態と対応策」(24年5月2日)

大阪府の中小企業1,250社の回答

記述年月日：令和6年7月30日

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏名 大久保 好伸

記述年月日：令和6年7月30日

# 令和5年度大阪府内の最低賃金

		時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金		1,064円 (令和5年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名		時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業		1,070円 (令和5年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取り そろえ並びに充てんラインへの送給、 包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18リットル缶未満の充てん製品運搬 の業務
鉄鋼業		1,066円 (令和5年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳 以上の方
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、 船用機関製造業		1,070円 (令和5年12月1日)	(2)雇入れ後3月末満の 技能習得中の方
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業		1,068円 (令和5年12月1日)	(3)清掃又は片付けの 業務に主として 従事する方
自動車・同附属品 製造業		1,068円 (令和5年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、 手工具又は小型動力工具を使用して 行う組線、取付け、かしめ、巻線若しく は刻印の業務
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業		1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)	備考
自動車小売業		1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)	(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金 の両方の適用を受ける場合には、 高い方の最低賃金が適用されます。

## 賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を  
ご覧ください



# 賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

## 1 働き方改革や経営改善に向けた相談先

### ●大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは **TEL:0120-068-116** Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



### ●大阪府よろず支援拠点

売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

また、地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

詳しくは **TEL:06-4708-7045**

どの支援が合うか迷ったら、  
大阪働き方改革推進支援・賃金相談  
センターに相談してみてね！



## 2 賃金引上げを支援する制度

### ●業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440**



### ●キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 **TEL:06-7669-8900**



### ●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

#### (1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

詳しくは **中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821**



#### (2)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは **日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505**



#### (3)中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇。

詳しくは **事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088**



#### (4)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは **ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL:050-8880-4053**



## ●賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



令和6年6月7日(金)午後2時

連絡先  
大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課  
地域労政グループ 裏野・立石  
▽直通 06-6946-2604

# 令和6年

# 春季賃上げ要求・妥結状況

# 最終報

【集計組合数:554組合(加重平均)】

【調査時点:5月27日現在】

□ 妥結額 14,578円(前年:10,792円)

□ 賃上げ率 4.82%(前年:3.62%)

### 【調査結果の特徴点】

- 全体平均では妥結額が14,000円を超え、妥結額、賃上げ率ともに加重平均による集計を開始した平成5年以降最高となり、賃上げ率は5%に迫る高水準となっている。
- 企業規模別の妥結額は、29人以下を除き大幅に増加している。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

- 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- 本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- 6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ  
調査資料一覧  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/>

※右のQRコードからもご覧いただけます。



## 本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約1,700組合を調査対象として実施し、5月27日までに妥結額が把握できた678組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな554組合(172,612人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

### 【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均=(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

## 経済的背景と要求・交渉経過

### (1) 経済的背景と労使交渉等の動向

#### 〈政府の動向〉

・岸田総理は、令和6年元日の記者会見において、「バブル崩壊から30年がたつが、今年は、日本経済を覆っていたデフレ心理とコストカットの縮み志向から完全に脱却する年にしたい。足元の物価高から国民生活を守り、『物価上昇を上回る賃上げ』を必ず達成しなければならない」と述べるとともに、経済界に対しては、「今年の春闘で昨年を上回る賃上げをお願いし、賃上げ促進税制を中小企業にも使いやすい形で強化する」としました。加えて、「賃上げとの相乗効果を狙い、所得税・住民税の定額減税も6月に実施する」と述べました。

さらには「官民が連携して社会全体のマインドを変えていく。物価上昇を乗り越える賃上げ、グリーンやデジタルの攻めの設備投資など、人・モノ・金がしっかりと動き出し、熱量の高い新しい経済ステージに向けて政策を総動員する」と決意を示しました。

#### 〈労使の動向〉

・連合の芳野会長は、令和5年12月1日に公表した「2024春季生活闘争方針」をふまえ、「これまでの単なる延長ではなく経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかる正念場である。すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、前年を上回る賃上げをめざす。賃上げ分3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上の賃上げを目安とする」と述べました。

・日本経団連の十倉会長は、令和6年1月5日の経済三団体共催2024年新年会後の共同会見において、「コストパッケージ型インフレであるとはいえ、長引くデフレを断ち切って物価が上がり始めたこの機を逃さず、構造的な賃金引上げを実現しなければならない。そのためには、2%程度の「適度な」物価上昇を実現したうえで、ベースアップと生産性向上分を合わせて物価上昇分以上の賃金引上げをめざすというサイクルを構築し継続していく必要がある」と述べ政府・日銀の政策に期待感を示すとともに、「昨年の月例賃金の引上げ率は3.99%(大手企業、経団連調査)と約30年ぶりの高水準であった。今年、そして来年以降も賃金引上げのモメンタムを維持・強化していきたい」と述べました。

#### 〈経済的背景〉

・内閣府は、令和6年1月25日に公表した月例経済報告において、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある」などの判断を示しました。

#### 〈交渉経過〉

・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出、3月13日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

## (2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
<p>○連合「連合白書（2024 春季生活闘争の方針と課題）」（令和5年12月）          〈基本的な考え方〉          ・「未来づくり春闘」を掲げたこの2年間の取り組みの結果、「人への投資」は企業にとっても国の政策にとっても中心的な課題と位置づけられるようになり20年以上にわたるデフレマインドにも変化の兆し。みられる。          ・足元では、輸入インフレの影響が続いている、短期的には働く人の暮らしをまもるという視点が重要であるが、同時に中期的には「人への投資」を強化し継続することが構造的な問題の解決と持続的な成長と分配の好循環に不可欠。          ・短期と中期の両方の視点をもって、ステージ転換の移行期を乗り越え、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざしていく必要がある。          ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。          ・消費全体を回復・増加させるには、月例賃金の改善にこだわり、「底上げ」「底支え」「格差是正」をより強力に推し進め、恒常所得を増やしていくことが王道。          ・国際的に見劣りする賃金水準の改善や格差是正の実現をはかる必要がある。賃上げを継続し、改善幅を拡大していくためには生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく必要がある。</p> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上</li> <li>・昇給ルールの導入、導入する場合は勤続年数で賃金カーブを描く。</li> <li>・水準は、勤続17年相当で時給1,795円、月給296,000円以上となる制度設計をめざす。</li> <li>・企業内すべての労働者を対象に協定を締結。</li> <li>・締結水準は、時給1,200円以上をめざす。</li> </ul> <p>○全労連・国民春闘共同委員会「24 国民春闘 方針」（令和6年1月）          〈基本的な考え方〉          ・2023年9月の実質賃金は前年比2.4%減で18カ月連続のマイナスが続いている。          ・名目賃金は前年同月比で一般労働者は1.2%上昇、物価上昇率は22年7月以降3%以上の高水準が続いている。          ・23春闘での賃上げ水準では、生活改善につながる状況にないことが明確。          ・日本の企業はコロナ禍でも内部留保を増やし続け、中小企業を含めて前年同期末比で11%増の530兆円と過去最高を更新。          ・「賃金が下がり続ける国から引き上げる国への転換」を図ることが大目標。          ・物価高騰が続く中で、生活改善が実感できる賃金の大幅引き上げや底上げを求める要求をかけてたたかう。</p> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げ要求：月30,000円以上、時給額190円以上</li> <li>・最低賃金要求：月225,000円以上、時給1,500円以上</li> </ul>	<p>○経団連「2024年版経営労働政策特別委員会報告」（令和6年1月）          〈連合「2024春季生活闘争方針」への見解〉          ・連合が2024春闘方針で示している持続的な賃金引上げの実現、日本全体の生産性向上による「成長と分配の好循環」の必要性、2024年春季労使交渉がわが国経済社会のステージ転換を図る正念場との認識など、基本的な考え方や方向性、問題意識は経団連と多くの点で一致。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金要求において、高い水準で推移している物価動向への対応として、「前年を上回る賃上げをめざす」とより表現を強めたことは労働運動として理解。</li> <li>・賃金引上げの機運醸成に向けて、中小企業における構造的な賃金引上げが不可欠との方向性も経団連と同様。</li> </ul> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年以降も、エネルギー・原材料価格の上昇や円安などを背景に物価上昇が続く中、「社会性の視座」に立って賃金引上げのモメンタムを維持・強化し、「構造的な賃金引上げ」の実現に貢献していく。</li> <li>・自社の労働生産性の改善・向上を図ることで賃金引上げの原資を確保した上で、物価動向に留意しつつ、「賃金決定の大原則」に則り、成長の果実を、「人への投資」促進の両輪と位置付けている「賃金引上げ」と「総合的な待遇改善・人材育成」として適切に反映するとの考え方に基づいた対応が必要。</li> <li>・「賃金引上げ」にあたっては、月例賃金、初任給、諸手当、賞与・一時金を柱として、労使で真摯に議論を重ね、多様な方法・選択肢の中から適切な結論を見出すことが大切。</li> <li>・企業の持続的な成長には、総合的な待遇改善・人材育成による「人への投資」の促進が必要。働き手のエンゲージメント向上と適切な分配を念頭に置きながら、各施策について前向きな検討・実施が望まれる。</li> <li>・労使は、「闘争」関係ではなく、価値協創に取り組む経営のパートナーであるとの認識をより強くしながら、経団連は、わが国が抱える社会的課題の解決に向けて、未来を「協創」する労使関係を目指していく。</li> </ul>

## 調査結果の概要

### (1)妥結額・賃上げ率の推移 【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 14,578 円(前年:10,792 円)、賃上げ率 4.82%(前年:3.62%)となり、加重平均による集計を開始した平成5年以降過去最高となり、賃上げ率は5%に迫る高水準となりました。

### (2)企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、10,917 円 (対前年比:2,704 円増、32.9%増)

「300 から 999 人」が、14,314 円 (対前年比:4,431 円増、44.8%増)

「1,000 人以上」が、15,017 円 (対前年比:3,776 円増、33.6%増)

となり、全ての規模で前年より大幅に増加しました。

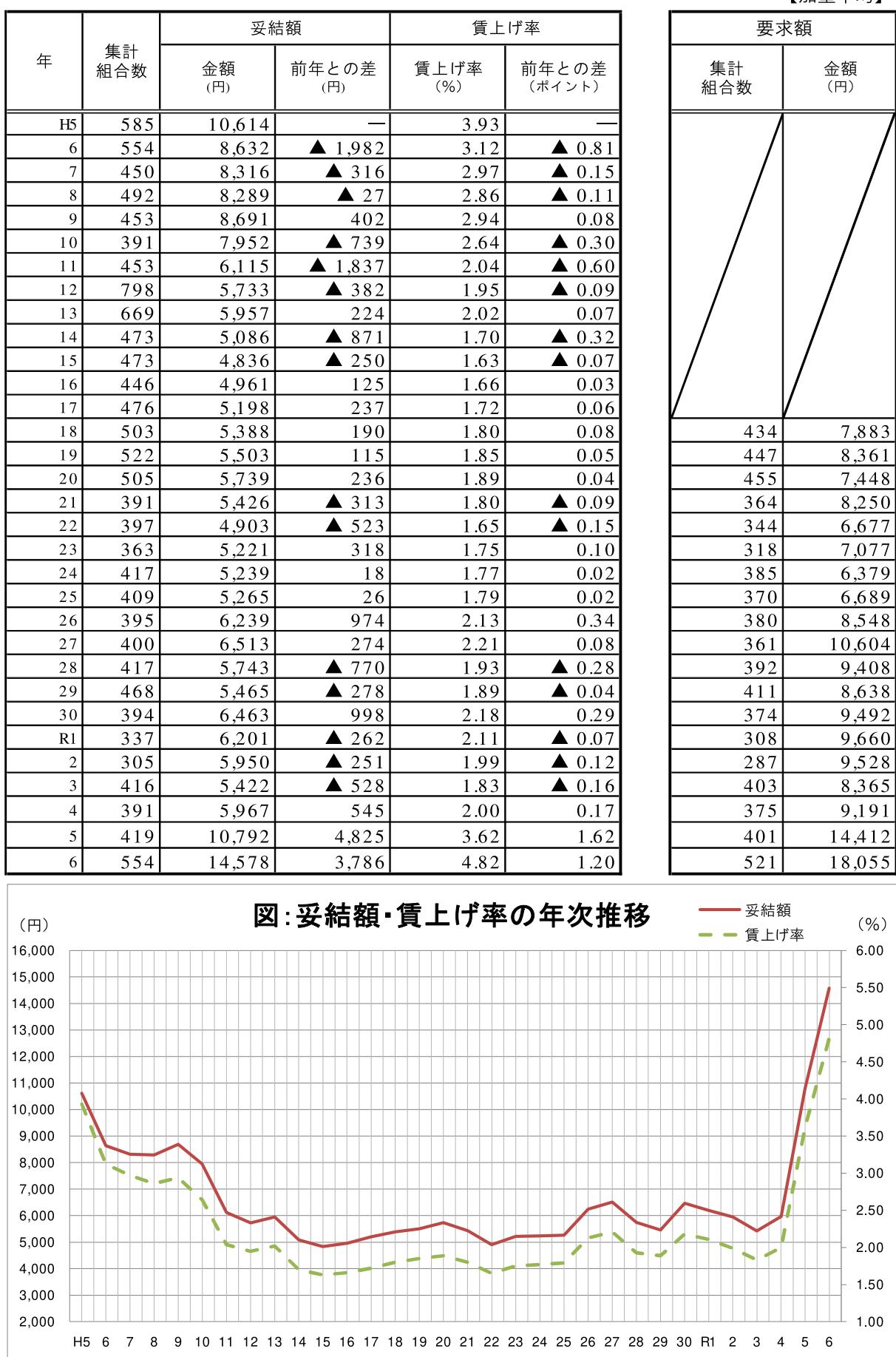
### (3)産業別の妥結状況 【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 16,419 円、非製造業の妥結額平均が 12,663 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(14,578 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「鉄鋼(24,991 円)」、「機械器具(20,253 円)」、「非鉄金属(17,096 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「医療、福祉、教育、学習支援業(8,207 円)」、「印刷・同関連(9,300 円)」、「情報通信業(9,447 円)」等となりました。

## ■ 妥結額・賃上げ率の年次推移



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

令和6年は、554組合の集計結果を表しています。

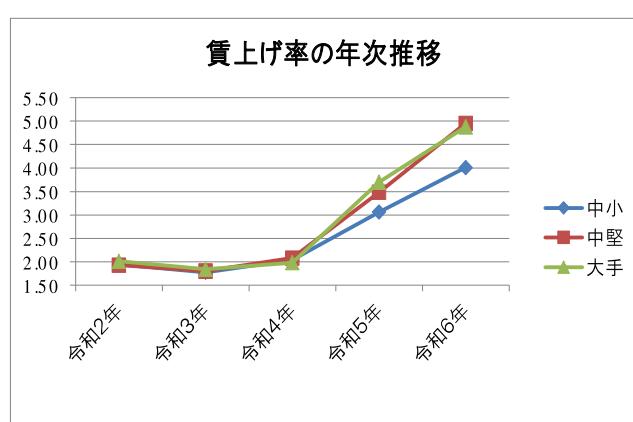
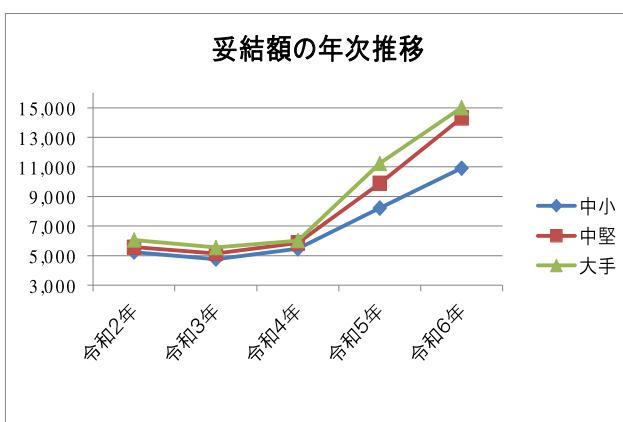
## ■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)	集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	26	279,465	8,107
	30~99人	98	263,491	9,465
	100~299人	137	273,912	11,311
299人以下	261	272,101	10,917	4.01
300~999人	111	289,354	14,314	4.95
1,000人以上	182	307,994	15,017	4.88
総平均	554	302,284	14,578	4.82

## ■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
299人 以下の 内訳	29人以下	4,256	1.44	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75	8,107	2.90
	30~99人	4,591	1.78	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94	9,465	3.59
	100~299人	5,461	2.00	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10	11,311	4.13
299人以下	5,233	1.94	4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06	10,917	4.01	
300~999人	5,582	1.93	5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48	14,314	4.95	
1,000人以上	6,060	2.01	5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70	15,017	4.88	



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

## ■産業別の妥結状況

(集計組合数:554組合)【加重平均】

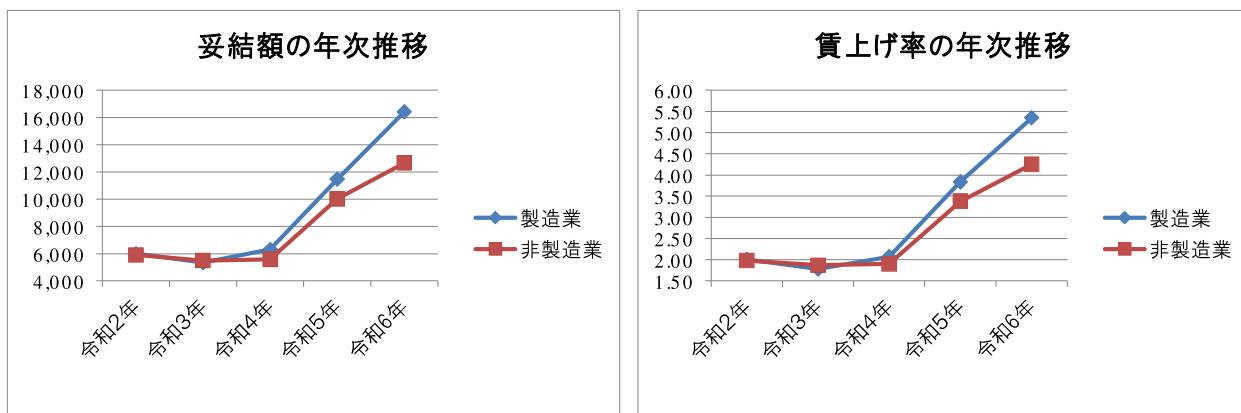
産業	集計組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)
<b>全産業計</b>	554	172,612	302,284	14,578	4.82	18,055
製造業	<b>製造業平均</b>	372	88,003	306,654	16,419	5.35
	食料品・たばこ	36	5,850	304,611	15,995	5.25
	繊維、衣服	37	5,069	304,303	14,175	4.66
	木材、家具・装備品	4	893	286,149	14,776	5.16
	パルプ・紙・紙加工品	8	638	298,550	15,516	5.20
	印刷・同関連	10	2,419	283,591	9,300	3.28
	化学	48	9,104	312,958	13,651	4.36
	石油・石炭製品	1	17	340,050	18,403	5.41
	プラスチック製品	4	616	264,122	10,496	3.97
	ゴム、皮革製品	3	201	228,776	6,019	2.63
	窯業・土石製品	5	275	253,059	9,886	3.91
	鉄鋼	39	8,139	290,547	24,991	8.60
	非鉄金属	18	4,751	323,677	17,096	5.28
	金属製品	51	9,865	268,269	14,882	5.55
	機械器具	73	23,025	325,410	20,253	6.22
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	3,553	1.20
	電気機械器具	11	3,081	317,650	13,843	4.36
	情報通信機械器具	1	10	324,118	15,400	4.75
	輸送用機械器具	15	11,515	313,176	10,717	3.42
	その他の製造	7	2,525	302,590	13,813	4.56
非製造業	<b>非製造業平均</b>	182	84,609	297,740	12,663	4.25
	農林水産業					16,695
	鉱業・採石・砂利	1	25	257,143	18,000	7.00
	建設業	10	3,792	303,882	12,769	4.20
	電気・ガス・熱供給・水道業					
	情報通信業	21	1,728	324,339	9,447	2.91
	うち、通信・放送	2	705	312,283	13,440	4.30
	うち、情報サービス	1	20	318,564	13,093	4.11
	うち、情報制作(出版等)	18	1,003	332,928	6,567	1.97
	運輸業・郵便業	48	30,350	304,271	11,522	3.79
	うち、私鉄・バス等	18	22,747	307,346	11,535	3.75
	うち、道路貨物輸送	16	4,978	321,721	8,384	2.61
	うち、郵便業					
	うち、その他	14	2,625	244,535	17,358	7.10
	卸売・小売業	62	37,842	294,670	13,331	4.52
	金融・保険業、不動産・物品賃貸業	3	1,262	297,216	17,405	5.86
	うち、金融・保険業	1	343	291,057	17,991	6.18
	うち、不動産業	2	919	299,514	17,187	5.74
	うち、物品賃貸業					
	学術研究、専門・技術サービス業	2	57	244,387	12,842	5.25
	飲食店・宿泊業	5	1,472	308,226	19,649	6.37
	生活関連サービス業、娯楽業	5	603	268,459	13,869	5.17
	医療・福祉、教育・学習支援業	10	810	276,369	8,207	2.97
	うち、教育・学習支援業	5	128	284,763	4,669	1.64
	うち、医療・福祉	5	682	274,794	8,870	3.23
	複合サービス事業、サービス業	15	6,668	278,685	12,812	4.60
	うち、複合サービス事業	5	3,759	238,624	10,560	4.43
	うち、自動車整備・機械修理	2	147	306,928	14,728	4.80
	うち、賃貸・広告業	1	189	320,837	19,571	6.10
	うち、その他	7	2,573	332,502	15,496	4.66

※集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※要求額は、最終報時点での要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな521組合の集計結果を表しています。

## ■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
製造業	5,998	2.01	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84	16,419	5.35
非製造業	5,907	1.98	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38	12,663	4.25



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

## ■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 妥結状況)

/	令和6年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年
第1報	3月29日	611組合	657組合	206組合	195組合	117組合	117組合
		21,435円	19,271円	14,231円	9,263円	16,817円	10,739円
第2報	4月19日	743組合	726組合	472組合	428組合	326組合	291組合
		21,244円	18,965円	11,469円	8,348円	13,623円	9,615円
第3報	5月14日	779組合	761組合	576組合	544組合	440組合	427組合
		21,106円	18,747円	12,056円	8,126円	13,726円	8,837円
最終報	6月5日	804組合	771組合	683組合	555組合	678組合	528組合
		20,950円	18,703円	12,034円	8,323円	12,095円	8,500円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

## ■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答	91組合	年間一時金	1,436,217円
妥結	234組合	夏季一時金	691,019円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和6年6月20日(木)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 裏野・立石

▽直通 06-6946-2604

# 令和6年 春季賃上げ妥結状況

## 詳細分析報告

### 【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月 27 日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:474組合)

#### 【全体結果】(表1)

項目	令和6年	令和5年	対前年比
妥結額	14, 486円	10, 115円	4, 371円増 (43. 2%増)
賃上げ率	4. 78%	3. 65%	1. 13ポイント増

#### 【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を大幅に上回っている。
  - すべての企業規模で前年を大幅に上回っている。
  - 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を大幅に上回っている。
- また、製造業では8割の業種で、非製造業では全業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月 27 日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた554組合※のうち、前年の妥結額についても把握できた474組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

※この554組合を対象とした加重平均結果については、6月7日公表の令和6年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

## 調査結果の詳細分析 【集計組合数:474組合】

### (1)妥結額の状況 【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額14,486円(前年:10,115円)が、対前年比4,371円増・43.2%増となり、前年を大幅に上回る結果となりました。

### (2)企業規模(従業員数)別の妥結状況 【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比2,681円増・33.4%増（令和6年:10,705円 令和5年:8,024円）  
 「300から999人」が、対前年比5,192円増・53.8%増（令和6年:14,844円 令和5年:9,652円）  
 「1,000人以上」が、対前年比4,397円増・42.2%増（令和6年:14,809円 令和5年:10,412円）  
 となりました。

(表2) 企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)	集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
		令和6年	令和5年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	22	7,844	6,210	1,634	26.3
	30～99人	89	9,634	7,294	2,340	32.1
	100～299人	119	11,035	8,248	2,787	33.8
299人以下	230	10,705	8,024	2,681	33.4	
300～999人	89	14,844	9,652	5,192	53.8	
1,000人以上	155	14,809	10,412	4,397	42.2	
全体加重平均	474	14,486	10,115	4,371	43.2	
全体単純平均(参考)		12,762	8,873	3,889	43.8	

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況 【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 16,545 円(対前年比 5,080 円増、44.3%増)、非製造業が 12,615 円(対前年比 3,727 円増、41.9%増)となりました。

製造業では、18 業種のうち 15 業種でプラス傾向となりました。

非製造業では、11 業種全てでプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が10組合以上あった業種のうち、前年に比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 前年に比べ増減率の大きい上位 3 業種と下位1業種

	集計組合数 (組合)	組合員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
鉄鋼	36	7,697	25,321	10,450	14,871	142.3	↑	全体の8割強にあたる30組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い製鉄、鋼材関係の大手・中堅組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
金属製品	46	8,947	15,559	8,567	6,992	81.6	↑	全体の7割強にあたる33組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い一部大手組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
運輸業・郵便業	42	29,559	11,619	7,398	4,221	57.1	↑	全体の8割強にあたる35組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い鉄道、バス関係の組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
輸送用機械器具	13	10,694	10,981	12,557	▲1,576	▲12.6	▼	全体の8割強にあたる11組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が不調であるとは言い難い。組合員数の多い自動車関係の一部大手組合が前年より大幅なマイナスで妥結していることが全体の妥結額を押し下げている。

※ 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-1)) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計組合数 (組合)	組合員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
<b>製造業</b>	323	72,543	16,545	11,465	5,080	44.3	↗
食料品・たばこ	32	5,189	16,589	10,758	5,831	54.2	↗
繊維、衣服	34	5,026	14,241	10,752	3,489	32.4	↗
木材、家具・装備品	4	893	14,776	13,964	812	5.8	↗
パルプ・紙・紙加工品	5	448	15,888	12,115	3,773	31.1	↗
印刷・同関連	9	2,317	9,396	7,209	2,187	30.3	↗
化学	38	5,957	14,362	12,533	1,829	14.6	↗
石油・石炭製品							↙
プラスチック製品	3	577	10,040	8,967	1,073	12.0	↗
ゴム、皮革製品	3	201	6,019	4,849	1,170	24.1	↗
窯業・土石製品	2	83	9,558	12,940	▲ 3,382	▲ 26.1	➡
鉄鋼	36	7,697	25,321	10,450	14,871	142.3	↗
非鉄金属	18	4,751	17,096	11,912	5,184	43.5	↗
金属製品	46	8,947	15,559	8,567	6,992	81.6	↗
機械器具	65	15,395	20,545	14,242	6,303	44.3	↗
電子部品・デバイス	1	10	3,553	10,054	▲ 6,501	▲ 64.7	➡
電気機械器具	9	2,329	13,423	12,129	1,294	10.7	↗
情報通信機械器具	1	10	15,400	12,400	3,000	24.2	↗
輸送用機械器具	13	10,694	10,981	12,557	▲ 1,576	▲ 12.6	➡
その他の製造	4	2,019	13,198	4,794	8,404	175.3	↗

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-（2）) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計組合数 (組合)	組合員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
<b>非製造業</b>	151	79,844	12,615	8,888	3,727	41.9	↗
農林水産業							↙
鉱業・採石・砂利	1	25	18,000	11,814	6,186	52.4	↗
建設業	9	3,552	13,164	9,276	3,888	41.9	↗
電気・ガス・熱供給・水道業							↙
情報通信業	17	1,364	8,880	7,686	1,194	15.5	↗
うち、通信・放送	1	373	15,000	11,000	4,000	36.4	↙
うち、情報サービス	1	20	13,093	5,461	7,632	139.8	↗
うち、情報制作(出版等)	15	971	6,443	6,458	▲ 15	▲ 0.2	↙
運輸業・郵便業	42	29,559	11,619	7,398	4,221	57.1	↗
うち、私鉄・バス等	14	22,005	11,681	7,305	4,376	59.9	↙
うち、道路貨物輸送	15	4,931	8,285	8,151	134	1.6	↙
うち、郵便業							↙
うち、その他	13	2,623	17,363	6,769	10,594	156.5	↙
卸売・小売業	53	36,554	13,440	9,838	3,602	36.6	↗
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	2	919	17,187	12,156	5,031	41.4	↗
うち、金融・保険業							↙
うち、不動産業	2	919	17,187	12,156	5,031	41.4	↙
うち、物品賃貸業							↙
学術研究、専門・技術サービス業	2	57	12,842	7,852	4,990	63.6	↗
飲食店、宿泊業	2	631	14,889	9,496	5,393	56.8	↗
生活関連サービス業、娯楽業	3	38	11,522	9,267	2,255	24.3	↗
医療、福祉、教育、学習支援業	8	765	8,308	4,809	3,499	72.8	↗
うち、教育・学習支援業	5	128	4,669	6,040	▲ 1,371	▲ 22.7	↙
うち、医療・福祉	3	637	9,039	4,562	4,477	98.1	↙
複合サービス事業、サービス業	12	6,380	12,613	10,341	2,272	22.0	↗
うち、複合サービス事業	4	3,695	10,516	7,690	2,826	36.7	↙
うち、自動車整備・機械修理	2	147	14,728	9,864	4,864	49.3	↗
うち、賃貸・広告業							↙
うち、その他	6	2,538	15,544	14,228	1,316	9.2	↗

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(写)

令和6年8月23日

大阪労働局長  
志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け大労発基0702第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。